○経済産業省告示第五十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第四条第一項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条第二号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・七に八を乗じて得た五・六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・四で除して得た十四とする。

（回避可能費用単価）

第二条　［略］

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三〇円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・四五円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・七二円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一二・〇一円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇七円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三三円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八一円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七五円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・四九円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・二四円

ロ　［略］

改正前

（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・七に八を乗じて得た五・六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・四で除して得た十四とする。

（回避可能費用単価）

第二条　［略］

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三三円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・三九円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・七三円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一一・九九円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一九円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇六円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三二円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八二円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七一円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・五四円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・二三円

ロ　［略］